

小規模特認校制度について

高梁市教育委員会こども教育課

小規模特認校制度とは

児童生徒及びその保護者が、自然環境に恵まれた小規模校で心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした特色ある教育活動のもとで学ぶことを希望する場合に、通学区域外からの就学を認める制度です。

高梁市の小規模特認校

高梁市立福地小学校

募集人数

募集人数は、特認校の実態に応じて毎年決定します。

なお、学年ごとの募集人数を超えた場合は、公開抽選による決定となります。

就学するにあたって

- 1 特認校の趣旨及び教育活動に賛同していること。また、地域やPTAの活動について十分理解し、積極的に活動すること。
- 2 児童が、保護者の責任において、原則として公共交通機関及び保護者の送迎等により、おおむね1時間以内で通学できること。
- 3 原則として卒業まで就学すること。

※ 就学の許可後に、申し込みの内容が事実と異なるなどにより、就学が取り消されることがあります。

申請から決定までの流れ

- 1 児童の入学または転入学を希望する保護者は、申請書を高梁市教育委員会へ提出する。
↓
- 2 保護者は、児童と同伴の上、小規模特認校の校長と面談を行う。
↓
- 3 面談を行った校長は、意見書を教育委員会に提出する。
↓
- 4 教育委員会は、申請書及び意見書により就学の可否を審査し、保護者へ就学の可否を通知する。

※受入可能な人数を超えている場合、公開抽選を行う。